

堺市監査委員公表第 38 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 3 年 12 月 22 日

堺市監査委員	三	宅	達	也
同	田	渕	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果報告

第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

第2 監査の対象

南区役所

(総務課、区政企画室、泉ヶ丘市民センター、自治推進課、市民課、保険年金課)

南保健福祉総合センター

(生活援護課、地域福祉課、子育て支援課、南保健センター)

第3 監査の対象期間

令和3年度(令和3年4月1日～令和3年7月31日)

ただし、必要に応じて令和2年度以前を含む。

第4 監査の実施期間

令和3年8月2日～令和3年12月22日

第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 区政企画室

(1) 南区スマート区役所事業について

ICT等の先端技術の導入とすべての人にとってやさしい空間の創造により、安全・安心で高機能な区民サービスを提供するスマート区役所事業に、令和3年度から令和5年度までを計画期間としたロードマップを作成して事業に取り組んでいる。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 市民課

(1) 総務手数料(戸籍・住民基本台帳等手数料)について

堺市手数料条例に基づき、戸籍謄本・抄本、住民票の写しの交付、印鑑登録等の証明及び住民基本台帳等の閲覧等に係る手数料を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 保険年金課

(1) 国民健康保険料について

堺市国民健康保険条例に基づき、普通徴収に係る国民健康保険料の徴収事務を行っている。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

4 南保健福祉総合センター 地域福祉課

(1) 介護保険料について

堺市介護保険条例に基づき、介護保険料の減免、徴収猶予に係る事務、並びに介護保険料の収納事務を行っている。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 社会福祉費負担金（養護老人ホーム負担金）について

堺市老人福祉法施行細則に基づき、養護老人ホーム入所者負担金を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 徴収記録票の作成及び督促状の送付

養護老人ホーム負担金徴収事務のマニュアルでは、月ごとに納入告知を行い、納期限までに入金されていない場合には、徴収記録票を作成し、以降入金されるまでの督促、催告の状況を記載して課内で供覧を行うこととされている。また、督促状の送付は、納期限後 30 日以内に行うこととされている。

しかし、督促の対象者がいるにもかかわらず徴収記録票が作成されず、督促状の送付も令和 2 年度に発生した未納 35 件（5 人）分を令和 3 年 6 月 3 日にまとめて実施していた。

5 南保健福祉総合センター 南保健センター

(1) 環境衛生手数料（狂犬病予防手数料）について

堺市手数料条例に基づき、狂犬病予防法関係手数料を徴収している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

6 区役所共通項目

(1) 公有財産（土地・建物）の管理について

公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 公有財産台帳等の記載

総務課及び自治推進課が所管する公有財産のうち5か所に係る公有財産台帳、行政財産使用許可台帳及び公有財産貸付台帳において、下記の記載誤りや記載漏れがあった。

- ・建物の耐用年数の記載漏れ
- ・自動販売機の設置面積の記載誤り
- ・行政財産目的外使用許可書や公有財産使用貸借契約書と異なる使用目的の記載

(総務課、自治推進課)

(2) 委託料について

委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 委託業務における事前の提出書類

以下の委託業務において、業務の実施に先立ち市と協議するために提出することになっている書類について、提出を受けていないものがあった。

- ・南区役所庁舎清掃業務 日常清掃の作業計画書
- ・南区役所設備運転監視等業務 業務日課表
- ・南区役所警備業務 警備日課表

イ 受注者からの報告書類の確認

受注者からの報告書を確認したところ、以下のものがあった。

(ア) 南区役所清掃業務の定期清掃作業完了報告書を確認したところ、受注者から提出を受けていた業務担当者名簿に記載されていない者が作業に従事している日があった。

(イ) 南区役所警備業務には、常駐警備、巡回警備、車両誘導及び夜間警

備が含まれているが、業務報告書には車両誘導に係る報告がなかった。

ウ 変更契約に係る決裁

南区役所警備業務は、平成31年4月1日に契約した長期継続契約であり、令和2年度に2回、令和3年度に1回の変更契約を締結している。

しかし、そのいずれにおいても変更契約日より大幅（約3か月から6か月）に遅れて契約締結に係る決裁を行っていた。

（以上 総務課）

(3) 補助金について

補助金に係る事務について関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 実績報告書の確認

堺市老人集会室運営補助金交付要綱では、補助金の額は経費ごとに限度額が定められ、維持管理費（光熱水費等）は年額6万4,000円を限度としてその実支出額を補助することとなっている。

また、補助事業者である各校区自治連合会は、補助事業完了後「堺市老人集会室運営補助金実績報告書」を提出しなければならないとされており、これに補助金充当先の決算額を費目別に記載させることになっている。

しかし、令和2年度の実績報告書において、明らかに決算額が補助金の上限額となるよう調整された数値となっているものなど、実支出額でないと思われるものが3件あり、実際の支出額を確認していなかった。

（南保健福祉総合センター 地域福祉課）

(4) 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 現金出納事務

現金出納事務の手引きでは、收受した現金は、資金管理を適正に実施すること及び盗難等による紛失リスクを最小限に留めることなどから、原則として、即日又は翌日に、指定金融機関に払い込むこととされている。ただし、その收受した額が5万円に達するまでの間は、收受した月の翌月の初日までの間に限り、これを保管することができるとされている。

しかし、介護保険料の徴収業務において、令和3年4月19日には現

金の保管額が 5 万円を超えていたにもかかわらず、翌 20 日に金融機関へ払い込まず、4 月 16 から 21 日までの 4 日分の受入額合計 (13 万 1,110 円) を 4 月 22 日にまとめて払い込んでいた。

(南保健福祉総合センター 地域福祉課)

イ 現金出納簿の記載

令和 3 年 8 月 30 日に実地調査を行ったところ、駐車場使用料の前渡資金に係る現金出納簿において、令和 3 年 8 月 3 日から 8 月 18 日の間に受入れ及び払出しがあったにもかかわらず、その記載をしておらず、現金出納簿の残高 (5,590 円) と保管している現金の実際残高 (2 万 4,690 円) が一致していなかった。

(南保健福祉総合センター 南保健センター)